

日常生活用具対象品目における大活字図書の追加について

1. 事業概要

重度障がい者(児)等の日常生活の利便性を図るため、日常生活用具を給付しているが、この度、視覚障がいの給付種目に大活字図書を追加することとなった。

大活字図書を日常生活用具の給付種目に加えるのは、県内初の取り組み。

2. 背景

市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき、厚生労働省が示す日常生活用具参考例や市独自の品目を含む49品目(床ずれ防止用具やストマ用装具、入浴補助用具、盲人用時計など)を、障がいの種類・程度に応じ、対応する日常生活用具を給付している。

平成26年5月に厚生労働省が示した、「日常生活用具給付事業の概要」の対象品目参考例の中に、視覚障がい者を対象とした大活字図書が加えられたことを受け、本市の日常生活用具給付項目の中に、平成28年4月1日付で、大活字図書を加えることとなった。

3. 目的

これまで活字の本に触れる機会がなかったり、読書することをあきらめていた視覚障がい者の方に、「直に本を読む」という楽しさを知っていただきたい。

また、そのことを契機として、図書館には沢山の蔵書があるので、図書館に足を運んでいただくなど、外出する機会の増加も期待するもの。

4. 給付内容および予算

1人当たり年間6万円まで(自己負担額は1割)

日常生活用具給付費総額 40,904,000円

(大活字図書の存在や給付種目に追加されたことについて、これから周知していくことになるので、来年度の大活字図書に対する支出見込額は特に定めておりません。)

5. 給付対象予定者数

視覚障がい者の人数は、平成27年4月現在で337名ですが、少なくとも4~5名の申請はあると思われます。

6. 大活字図書とは

弱視の方や高齢者などにも読みやすいよう、文字の大きさや行間隔を調整し、大きな活字で印刷したもの。一般的な図書では、8~10ポイントで印刷するが、大活字図書は12~22ポイントの大きさを印刷される。

7. 他自治体の状況

県外では、東京都江戸川区が実施済。

問合せ先：社会福祉課

障がい福祉担当 鈴木

TEL 21-2203